

# 電子署名及び認証業務に関する法律施行規則の一部を改正する命令案等について（概要）

令和7年4月  
デジタル庁デジタル社会共通機能グループ  
法務省民事局

## 1. 改正の背景

円滑なデータの流通は、現代のデジタル社会における不可欠な要素であり、我が国においてもこれを支える様々な仕組み・サービスが展開・検討されており、とりわけ電子署名については、「電子署名の円滑な利用の確保による情報の電磁的方式による流通及び情報処理の促進を図り、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与すること」を目的として、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号。以下「電子署名法」という。）が制定され、平成13年4月に施行された。

電子署名法では、電子署名の定義（第2条）、特定認証業務の認定（第4条）等が規定され、具体的な特定認証業務の認定基準（以下「認定基準」という。）等については、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号。以下「施行規則」という。）、電子署名及び認証業務に関する法律に基づく特定認証業務の認定に係る指針（平成13年総務省・法務省・経済産業省告示第2号。以下「認定指針」という。）及び電子署名及び認証業務に関する法律に基づく指定調査機関の調査に関する方針（令和3年9月1日デジタル庁デ社第5号・法務省民商第157号デジタル庁統括官（デジタル社会共通機能担当）・法務省民事局長通知。以下「調査方針」という。）で定めているが、これらについては法制定当初から大きな改正が行われていない。

そのため、令和4年度以降、技術動向やセキュリティに関する考え方の変化等を踏まえ、認定基準に関する課題やその課題解決のための検討を進めてきたところであるが、「令和6年度電子署名法認定基準のモダナイズ検討会」において認定基準の見直し等の方向性について報告書として取りまとめられたことから、この報告書の内容等を踏まえ、以下のとおり施行規則等の改正を行うものである。

## 2. 施行規則の改正案（概要）

- （1）認定を受けた特定認証業務（以下「認定認証業務」という。）の利用申込みに当たり、利用者が利用者署名符号（利用者が電子署名を行うために用いる符号をいう。以下同じ。）を作成する場合であって、認定を受けた特定認証事業者（以下「認定認証事業者」という。）が、当該利用者が現に有している電子証明書又は電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書に係る電子署名により当該利用者の真偽確認を行うときには、当該利用者は、当該利用申込みの際に、電気通信回線を通じて、当該認定認証事業者利用者署名検証符号（当該利用者署名符号に対応する符号であって、利用者が電子署名を行ったことを確認するために用いられるものをいう。）を送信することができることとする。
- （2）認定認証業務において求められている「危機管理に関する事項」の適切な実施並びに帳簿書類の作成及び保存について、認定認証業務に係る情報の漏えい、滅失、毀損等の影響について調査、予測及び評価を行うとともに、これらの結果に基づいて必要な措置を講ずることが含まれることを明確化する。
- （3）認定申請の際の調査の全部又は一部について、目視と同等の効果が得られると認められる場合に

は、情報通信技術を利用する方法により行うことを新たに認めることとする。

- (4) 認定認証事業者による利用申込者の真偽確認方法として、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 8 項に規定するカード代替電磁的記録による方法を新たに認めることとする。
- (5) その他所要の改正を行うこととする。

### **3. 認定指針の改正案（概要）**

認定認証業務と他の業務との誤認を防止するための措置の例外として、発行者署名符号（電子証明書の発行者を証明するための電子署名を行うために用いる符号をいう。）について、e シールに係る認証業務の認定に関する規程（令和 7 年総務省告示第 113 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき認定された e シールに係る認証業務のために使用することを新たに認めることとする。

### **4. 調査方針の改正案（概要）**

- (1) 第 2 の 2 に規定する認定認証業務の用に供する暗号装置の技術基準について、適合すべきセキュリティの要求事項等として、規定される日本産業規格又は国際規格への適合を求めることとする。
- (2) 第 4 の 5 に規定する「発行者署名符号その他必要な情報」及び「失効に関する情報」を容易に入手・確認することができるようにするための措置として、発行者署名検証符号（利用者から電子署名が行われた情報の送信を受けた者が電子証明書の発行者を確認するために用いる符号をいう。）その他必要な情報等について、改ざん防止措置が施される場合に限り、クラウドサービスを利用することを新たに認めることとする。
- (3) 第 6 の 1 において、認定認証業務の利用申込み等の際における情報の受領及び諾否の決定について、施行規則第 6 条第 13 号の規程に定めている場合には、電子計算機により自動的に実施することを認めることとする。
- (4) その他所要の改正を行うこととする。

### **5. 今後のスケジュール等**

意見公募手続期間：令和 7 年 4 月 28 日（月）～令和 7 年 6 月 1 日（日）

施行日：公布日（令和 7 年 6 月下旬頃を予定）から施行する。

ただし、2（2）及び 4（1）については、令和 8 年 1 月頃（予定）から施行し、既存の認定認証事業者に対する所要の経過措置を設ける。